

## 議案第24号

澁川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

澁川市長 星 名 建 市

澁川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

澁川市福祉医療費の支給に関する条例（平成18年澁川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 8 この条例において「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

第3条第1項第3号中「群馬県後期高齢者医療広域連合」を「後期高齢者医療広域連合」に改め、同条第3項中「令第12条第4項において読み替えて準用する」を削り、「（総所得金額に係る部分を除く。）の例による」を「を準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「合計額から8万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第2項第1号中「、第2号、第4号」とあるのは「から第4号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第2号中「第34条第1項第6号に規定する控除」とあるのは「第34条第1項第6号に規定する控除（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

第4条第1項中「資格」を「受給資格」に改め、同条第2項中「場合において」を「規定による申請は」に改め、「当該申請を」を削り、同条第3項本文を次のように改める。

市長は、第1項に規定する認定（以下「受給資格認定」という。）を行ったときは、福祉医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を、規則で定める受給資格認定の有効期間を付して、交付することができ

る。

第5条を次のように改める。

(受給資格認定の更新)

第5条 受給資格認定を受けた支給対象者（この項の規定による受給資格認定の更新を受けた者を含む。以下「受給資格者」という。）は、有効期間以後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、その受給資格について当該受給資格認定の更新を受けなければならない。この場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 受給資格認定の更新にあつては、受給資格者の受給資格が明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、市長は、申請によらず行うことができる。

第6条の見出しを「（受給資格認定及び減額認定に関する情報の提供等）」に改め、同条第1項中「第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者」を「受給資格者」に改め、「受けるとともに」の次に「、個人番号カードを用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は」を加え、同条第2項中「第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に、「その認定」を「その受給資格認定」に改める。

第7条第3項中「認定」を「受給資格認定」に改める。

第10条第2号イ中「当該療養以前12月以内の高額療養費の支給が4回以上ある場合の」を「当該療養があつた月以前の12月以内に既に高額療養費が支給されている月数が3月以上ある場合の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の第4条第3項又は第5条第3項の規定により交付された受給資格者証は、この条例による改正後の第4条第3項（この条例による改正後の第5条第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により交付された受給資格者証とみなす。

## 理 由

マイナンバーカードと福祉医療費受給資格者証の一体化に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 （略） 2～7 （略） 8 この条例において「<u>個人番号カード</u>」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u></p> <p>（支給対象者） 第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。 （1）・（2） （略） （3） 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第55条又は第55条の2の規定により<u>後期高齢者医療広域連合</u>が行う後期高齢者医療の被保険者であって、前号イ、ウ又はエに該当するもの（第5号又は第6号に該当する者を除く。） （4）～（7） （略） 2 （略） 3 前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、<u>令第5条の規定を準用する</u>。 <u>この場合において、同条第1項中「合計額から8万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第2項第1号中「、第2号、第4号」とあるのは「から第4号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第2号中「第34条第1項第6号に規定する控除」とあるのは「第34条第1項第6号に規定する控除（同</u></p>	<p>（定義） 第2条 （略） 2～7 （略）</p> <p>（支給対象者） 第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。 （1）・（2） （略） （3） 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第55条又は第55条の2の規定により<u>群馬県後期高齢者医療広域連合</u>が行う後期高齢者医療の被保険者であって、前号イ、ウ又はエに該当するもの（第5号又は第6号に該当する者を除く。） （4）～（7） （略） 2 （略） 3 前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、<u>令第12条第4項において読み替えて準用する令第5条の規定（総所得金額に係る部分を除く。）の例による。</u></p>

法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 (略)

(受給資格の認定等)

第4条 支給対象者は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、その受給資格について認定を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、市長が必要と認めた場合は、支給対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、支給対象者を現に監護しているもの(以下「保護者等」という。)が支給対象者に代わり\_\_\_\_\_行うことができるものとする。

3 市長は、第1項に規定する認定(以下「受給資格認定」という。)を行ったときは、福祉医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を、規則で定める受給資格認定の有効期間を付して、交付することができる。ただし、前条第1項第4号に該当する支給対象者に対しては、受給資格認定通知をもってこれに代えることができる。

(受給資格認定の更新)

第5条 受給資格認定を受けた支給対象者(この項の規定による受給資格認定の更新を受けた者を含む。以下「受給資格者」という。)は、有効期間以後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、その受給資格について当該受給資格認定の更新を受けなければならない。この場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 受給資格認定の更新にあつては、受給資格者の受給資格が明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、市長は、申請によらず行うことができる。

(受給資格認定及び減額認定に関する情報の提供等)

第6条 受給資格者

\_\_\_\_\_は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認でき

4 (略)

(受給資格の認定等)

第4条 支給対象者は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、その資格\_\_\_\_\_について認定を受けなければならない。

2 前項の場合において\_\_\_\_、市長が必要と認めた場合は、支給対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、支給対象者を現に監護しているもの(以下「保護者等」という。)が支給対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づく認定を行ったときは、福祉医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を有効期間を付して交付するものとする。

\_\_\_\_\_ただし、前条第1項第4号に該当する支給対象者に対しては、受給資格認定通知をもってこれに代えることができる。

(受給資格の更新)

第5条 前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた支給対象者は、有効期間以後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、資格の更新について市長に申請(以下「更新申請」という。)を行い、認定を受けなければならない。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

2 市長は、前項の規定により更新申請があつた者について、支給対象者であると認めるときは、有効期間の更新を行うものとする。更新を行った有効期間が満了する場合にあつても、また同様とする。

3 市長は、前項の規定により有効期間の更新を行ったときは、新たな受給資格者証を更新後の有効期間を付して交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者証の交付を受けた者に係る受給資格が有効期間の満了後においても明らかであると認めるときは、第1項の規定による更新申請がない場合であっても、有効期間の更新を行うことができる。

(受給資格者証及び減額認定証の提示)

第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認でき

